

平成28年 No.21

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

改正理由

事務協議会が開催する会議の位置付けの変更，及び事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年 3 月30日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規則第15号

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

東京学芸大学事務協議会規則（昭和 39 年規則第 4 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

改正理由：事務協議会が開催する会議の位置付けの変更，及び事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 本学に，東京学芸大学事務協議会（以下「<u>事務協議会</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>事務協議会</u>は，事務に関する重要な事項を協議するとともに，各部局相互の連絡を緊密にし，本学の事務運営の円滑を期することを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>事務協議会</u>は，次の各号に定める者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局長 (2) 事務局参事役 (3) 部長 (4) 副部長 (5) 課長 (6) 監査室長 (7) <u>副課長相当職にある者</u> 	<p>(設置)</p> <p>第1条 本学に，東京学芸大学事務協議会（以下「<u>本会</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>本会</u>は，事務に関する重要な事項を協議するとともに，各部局相互の連絡を緊密にし，本学の事務運営の円滑を期することを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>本会</u>は，次の各号に定める者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局長 (2) 事務局参事役 (3) 部長 (4) 副部長 (5) 課長 (6) 監査室長 (7) <u>キャリア支援室長</u> (8) <u>基金事務室長</u> (9) <u>副課長</u> (10) <u>専門員</u> <p>(会議)</p> <p>第4条 <u>本会</u>が開催する会議（以下「<u>会議</u>」という。）は，前条第1号から第6号までに定める者をもって行う。</p>

(議長等)

第4条 事務協議会は、必要に応じて事務局長が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。

(庶務)

第6条 事務協議会に関する庶務は、総務部総務課が処理する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 会議には、必要に応じて副課長等を出席させ、意見を聴くことができる。

(議長等)

第5条 会議は、必要に応じて事務局長が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、事務局長を経て学長が定める。

(庶務)

第7条 本会に関する庶務は、総務部総務課が処理する。